

Vol.51 「はじめてのクライアントと向き合う時」

良いデザインは、デザイナーとクライアントとの互いの立場を理解しあう信頼関係から生まれるように思います。互いに納得し良好な関係を築いていくためには、最初の共同作業を、どう進めていけば良いのでしょうか。今回は、「初めてのクライアントとの契約の取り決め方」をテーマに、デザイナーとしての豊かな経験と、(財)東京都中小企業振興公社 デザイン相談・相談員として企業の側からの様々な事例に対応されてきた堀越敏晴氏に、ご自身の経験からのお話しをお寄せいただきました。

筆者プロフィール：インダストリアルデザイナー・商品開発ディレクター
オーディオ機器、生活用品メーカーでのデザイナーを経て、1985年以降、企画会社にて工業化住宅、産業機器、日用品メーカーの事業企画および商品企画に携わり、2002年 CWS(シーダブリュエス)を設立。商品の企画・デザイン・素材用途開発・地域産業活性化プロジェクトなどを手がける。
Gマーク受賞多数。その他、毎日工業デザイン賞、日本機械デザイン賞、工作機械工業会賞などを受賞。

(2013年11月1日 編集・文責：デザイン保護委員会 委員長 丸山和子)

● 情報発信

中小企業とのデザイン契約

(有) シーダブリュエス代表 (JIDA会員) インダストリアルデザイナー 堀越敏晴

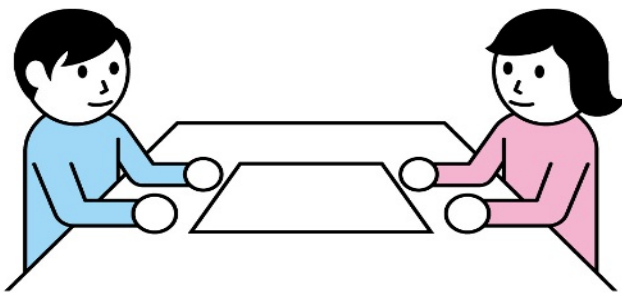
“お任せします”と言って依頼するとデザイン料は高くつきます。公的機関のデザイン相談窓口に来られた中小企業の方に相談員としてそのようにアドバイスしています。中小企業の方々にとって、デザイナーに依頼するというのは初めてという企業さんがほとんどです。そして、いったい料金はいくらかかるのか、聞きたいけれど聞きにくいことで躊躇しています。

そこで、デザイン発注にあたっては、どのくらい売る計画をしているか、誰にあるいはどこに売るつもりか、どこで売りたいのか、そしてデザインにかけられる予算、それらを社内でも明確にしておくよう、デザイナーへの依頼の仕方をアドバイスしています。

デザイナー側としても、販売量、想定客(ターゲット)、販売チャネルがわからなければデザインは難しく、企画の段階から手を付けることとなります。このような企画、条件ならこんなデザインになりますという具合に自身で企画を作って提案しなければなりません。しかし、企画やコンセプトを設定してアイデアを出し、デザイン展開する、こうした水面下の作業は発注者側に理解されないことがほとんどです。ましてデザイン料のほかに企画料などの名目で請求をした場合、発注側は、企画って何?頼んでないよ、という反応も無きにしも非ずとなります。

大手企業からの仕事が減り、中小企業からのデザイン依頼が増えてきています。中小企業といってさまざま、大企業の縮小版といった中規模企業の場合はまだしも、今まで自分で開発や商品化した経験したことのない中小規模の企業では、デザイナーへの発注経験がほとんどなく、デザインの進め方やその料金についてトラブルになるケースがあります。本来は発注書や契約書を交わせば済むのですが、そうした書類のやり取りに慣れていないため、「契約書」という堅苦しい言葉の響きに抵抗がある場合が少なくありません。

基本的には、業務内容、期間、対価、支払い方法、守秘義務、知的財産権の帰属などが記された「業務委託契約書」を交わすこととなりますが、自身の経験からも、業界中堅と言われる企業でも「契約書」となると構えてしまい、その作成が担当者の手にかかると、社外の弁護士に相談した上、役員会や代表者の承認が必要で時間がかかるといふ企業もあります。しかし、解釈の違いによるトラブルを未然に防ぐためには何らかの取り決めは交わしておくべきで、筆者は、次の3点からなる「発注書」または「覚書」を交わすことにしています。 1. デザイン作業の内容、2. 期間、3. 対価(報酬)です。



作業内容は、“製品Aの操作性向上とその外観デザイン”、“現行品Aの拡販を目的としたデザイン改良提案”など具体的に記すべきでしょう。

期間は、日付と共に“デザインスケッチ受領時”、“外観データ検収時”など、どの時点で作業終了とするかの合意が必要です。

対価は、“〇〇日締め、翌月末振込み”など、その支払い方法の合意も重要です

簡単ではあっても書面にするための話し合いの過程で担当者とのコミュニケーションが図れ、信頼関係の醸成にも役立ちます。さらに、弊社では初めてお付き合いする企業さんには、合意した総額の3分の1、ないし4分の1のいわゆる着手金を申し受けることにしています。先例がないのでダメという企業さんの中にはありますが、先に少しでもお支払いいただくことで、お互い目標達成への真剣味が増すことも事実です。こうした簡易な契約や支払い慣習の普及も健全なデザイン業界育成のための一環としてD-8の役割だと考えています。

(日本インダストリアルデザイナー協会 (JIDA) 職能委員会・委員長/D-8 デザイン保護研究会 委員)

◆このページに限らずVol.1~これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。無断転用・引用はお断りいたします。